2019 年度以降の麻酔科専門医新規申請移行措置について

2019 年度以降の麻酔科専門医新規申請移行措置の実施

下記に該当する方は移行措置として、2019年度以降から2023年度まで、現行制度で申請を行う事ができることになりました。また、新制度でも申請可能です。

【該当者】

2014年3月31日までに医師臨床研修制度(卒後臨床研修)を修了した方

※2019 年度以降に現行制度で申請を行う際は「臨床研修修了証のコピー」を提出いただく予定です。

【現行制度での専門医申請資格】

- 1) 申請する年の 3 月 31 日までに認定医の資格取得後満 2 年以上経過しており、申請する年の会費を完納していること。
- 2) 認定医資格取得後、申請までの間、麻酔科関連業務に継続して専従していること。
- 3) 日本麻酔科学会の認定医資格取得から申請する年の3月31日までに、1年以上認定病院で手術室における麻酔管理業務に専従していること。
- 4) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに、所定の研究実績(5単位)があること。
- 5) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、AHA-ACLS、または AHA-PALS プロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードの提出があること。

【2024 年度以降の申請】

移行措置該当者も2024年度以降は新制度での申請となります。

新制度での申請資格には専門医研修プログラムでの 4 年以上の研修を修了している必要があります。

【新制度での専門医申請資格】

- 1) 医師臨床研修終了後申請する年の3月31日までに満4年以上、麻酔科専門医研修プログラムにて所定の研修を修了していること。
- 2) 認定医の資格を有すること。
- 3) 申請する年の会費を完納していること。
- 4) 申請する年の3月31日までに認定医取得までの期間も含めて下記の経験症例数を満たすこと。なお、小児と 心臓については1症例の担当医を2人までとするが、その他の麻酔症例では1症例の担当は主たる担当医は1 名とする。また、1症例を重複して申請することは認めない。
 - ·小児(6歳未満)の麻酔 25 症例
 - ・帝王切開術の麻酔 10 症例
 - ・心臓血管手術の麻酔(胸部大動脈手術を含む) 25 症例
 - ・胸部外科手術の麻酔 25 症例
 - ・脳神経外科手術の麻酔 25 症例

- 5) 申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までの間に、所定の研究実績があること。
- 6) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、AHA-ACLS、または AHA-PALS プロバイダーコースを受講し、実技試験申請時にプロバイダーカードを取得していること。

【合格科目の有効期限】

合格科目の有効期間は、現行制度と新制度ともに最初の合格科目の合格年から4年間です。

例えば、2023 年の筆記試験に合格された方は、2027 年までに口頭試験、実技試験の両方に合格しなければ、2023 年の筆記試験の合格は無効になります。

現行制度から新制度に切り替わっても有効期限は変りません。

以上